

柏崎市学区外就学基準

柏崎市立小・中学校への就学は新潟県柏崎市立学校通学区域規則第1条により、住所で指定する。ただし、次の要件に該当する場合は、申請に基づいて指定する学校を変更して「学区外就学」を認めることとする。

なお、学区外就学によって生ずる経費及び登下校の安全面の配慮等については、保護者の責任によるものとする。

1 教育的配慮を必要とする場合

- (1) 障がいのある者が就学するとき、就学予定校にその障がいに適する特別支援学級がない場合は、その障がいに適する学級を設置している学校への就学を認める。
- (2) いじめや不登校等で特別な配慮を要する場合は、希望校への就学を認める。
- (3) 身体的な理由で、通学等に著しく過重な負担となることが客観的に予測される場合は、医師の診断書により希望校への就学を認める。

2 転居の場合

- (1) 転居予定が確実な場合は、住所の異動前であっても就学すべき学校の変更を認める。（転居予定を確認できる建築確認申請や賃貸借契約書等の写しを必要とする。）
- (2) 転居により就学すべき学校が変更になった場合は、それまで就学していた学校に卒業するまで就学することを認める。

3 留守家庭の場合

- (1) 保護者が仕事等で自宅が留守となるため、父母の勤務地、祖父母宅等（保護者の兄弟姉妹を含む。）から登下校、又は児童クラブに通う場合は、当該地域の小学校への就学を認める。
- (2) 前項の条件に該当しなくなった場合も、小学校卒業まで認める。

4 学区外就学をしていた小学校から同一地域の中学校に入学する場合

小学校卒業時に学区外就学をしていた児童は、当該小学校の進学先となる中学校へ入学を認める。

5 部活動を理由とする場合

指定された中学校に希望する部活動がない場合は、小学校から取り組んできた部活動又は社会体育活動等の実績を考慮し、その部活動のある隣接中学校への入学を認める。ただし、隣接中学校が2校以上ある場合は、自宅から最も近い学校とする。

6 兄弟姉妹が学区外就学をしている場合

兄弟姉妹が学区外就学している場合は、当該児童生徒の兄弟姉妹についても、同一学校への就学を認める。

7 特認校へ就学する場合

特色のある学校として教育委員会が特認校として承認した学校については、学区外からの就学を認める。

8 その他

この基準にない特別な事情については、教育委員会に諮った上で許可の可否を決定する。